

大原 功 議員

無所属クラブ

グループホーム、介護全般について

問

グループホームについて主に同意書・請求書に記載されていることについて尋ねる。

- (1) 同意書に記載の送迎、往復10キロ以内は無料とあるがどこまでをあらわしているのか。
- (2) 代行料は、往復で幾ら払っているのか。
- (3) 市、銀行、郵便局、社会福祉事務所等の手続は1回500円と記載されているが、1時間当たり千円と違うのはなぜか。
- (4) 1時間当たり千円や千五百円と異なる理由は何か。また、どこまでの行為

で発生するものなのか。

- (5) 代行料であるとか付き添い料であると表現するが、どちらなのか。
- (6) 代行料に関しては無許可の営業にあたるのではないか。
- (7) 中部運輸局や、陸運局の道路交通法の定めで、運賃を取る者は許可が必要である。あるいは認可を受けなければならないがその点を踏まえ無許可営業に当たらないというのは間違いなのか。
- (8) 請求書では、この7年間銀行、郵便局に1度も行っていないというのは、不審に思う。介護において必

要な金であれば、書くべきではないか。

不適切な部分があり指導を行った

答 介護高齢課長

- (1) このグループホームの同意書の往復10キロ以内はどこまでという明確な記載が無く、その分については不明である。
- (2) 代行料は、1時間千円もしくは、千五百円である。
- (3) 付き添い料は、同意書によると、千円や千五百円である。ただし、郵便局、社会保険庁、役所、銀行については1回500円という記載があった。
- (4) 職員が付き添う際の時間が朝9時から夜7時までが1時間千円、夜7時から朝7時までが1時間千五百円である。付き添う場合千円、医療機関の滞在時間が含まれる。
- (5) 同意書に記載してある付き添い料と請求書の代行料は、同じであると想像できるが、同じ名目を使用し

ていないことは不適切である。あくまでも同意した項目と同じ名目にしなければならぬと指導した。

答 民生部長

- (6) 介護保険法による指定をしており無許可営業ではない。
- (7) 道路運送法上の許可、もしくは登録が必要であるかという点については、代行料、いわゆる付き添い料が、運賃に該当するかという点が重要である。

運賃が該当するならば、許可、登録を要するが、代行料は、運賃は入っていないということを中部運輸局で確認したので、許可、登録は必要ないと考える。

答 介護高齢課長

- (8) あくまでも運営規程、運営基準、同意書と同じ表現が望ましいと考えており、第三者が、ほかの思いを想像できるような請求書は、不適切である。

問

安全で安心で円滑な事業こそが目的であり、そこに市民は、介護、あるいは保険料、税金等も含め払っている。

これだけの不適切な処理をしている経営者に問題はないのか。

今までの答弁では納得いかない、9月議会に再度尋ねる。

不正に請求されたものは返還するよう進める

答 市長

運営規程、そして重要事項の説明書、あるいは同意書は、利用者あるいはその利用者の家族に対し徹底をされなければならない。

介護保険給付の対象外のサービスは、記載があれば問題ないが、該当事業所にその記載がない。

この部分の料金については、返還するよう指導する。

当該事業者等のグループホームの運営について、しっかり指導していきたい。

不適切な処理をしている経営者に問題ないのか

この部分の料金については、返還するよう指導する。

当該事業者等のグループホームの運営について、しっかり指導していきたい。